

様式第1号（第5条関係）

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所 在 地	<u>笠岡市北木島町3802 - 43</u>	/
協 議 会 名	<u>北木島まちづくり協議会</u>	/
協 議 会 長 名	<u>会長 奥野 俊征</u>	/

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,000,000 円 /

【添付書類】

- （1）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- （2）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- （3）事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- （4）まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- （5）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 北木島まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	理事会	年間数回、理事会を開催する。	
	総会	年一回開催する。	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	広報発刊事業	【目的】 まちづくり協議会の活動を紹介する。 【効果】 少しづつまちづくり協議会を理解してもらう。	複数月に、広報誌の発刊を行う。
	老人見守り隊	【目的】 家に旗を掲示する事で安否確認をする。 【効果】 見守り旗を目印に見守りを行う。	見守り旗を古いのと交換し見やすくする。
	観光誘致事業	【目的】 事前準備や当日の運営等に携わる。 【効果】 行事やイベントへの盛り上げ活性化を図る。	観光の行事やイベントなどの手伝いなど 行い活性化へ協力をする。
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 北木島まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,000,000	
その他収入	0	
計	1,000,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	800,000	会長260,000円, 事務員540,000円
賃借料		
光熱水費		
運営費	170,000	
消耗品費	0	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	5,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	0	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	165,000	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	30,000	
広報発刊事業	10,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
老人見守り隊	10,000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
観光誘致事業	10,000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,000,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

170,000

月

消耗品費

内 容	金 額	積 算
計	0	

食糧費

内 容	金 額	積 算
飲料費	5,000	理事会用お茶代
計	5,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
計	0	

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
計	0	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
コピー機リース代	165,000	年間コピー機リース代金165000円
計	165,000	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

事業費計

四

10,000

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

事業費計

10,000

月

[illegible][illegible]

内 容	金 額	積 算
老人見守り隊チラシ	10,000	コピー用紙8000円、コピー代2000円
計	10,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

事業費計

月

10,000

報償費

[illegible]

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
観光誘致事業	10,000	事務消耗品費10000円
計	10,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

北木島まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北木島まちづくり協議会という。

(事業所)

第2条 本会は、主たる事務所を笠岡諸島開発総合センターに置く。

(目的)

第3条 本会は、笠岡市自治基本条例に基づき、地域住民が自らの考えと行動によって地域の課題を解決し、安全で安心して暮らせる活気あるまちづくりを推進することにより、住民が主役の地域社会の実現を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の生きがいづくり
- (2) 地域住民のコミュニティの場づくり
- (3) 地域の課題の解決
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 本会は、北木島地区に居住する住民および各種団体で構成する。

(種別及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名
- (2) 代議員 35名以内
- (3) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。

(選任等)

第7条 代議員は、地域の各種団体から選出する。

2 理事及び監事は、代議員の中から互選する。

3 会長及び副会長は、理事の中から互選する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会に出席し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 代議員は、代議員会に出席し、地域の課題などを協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。

5 監事は、本会の会計監査を行う。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任については最長3期とする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第11条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

(種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、第6条の役員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 15 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時。

(2) 役員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(招集)

第 16 条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

(定足数)

第 18 条 総会は、役員総数の 2 分の 1 以上の出席が無ければ開会することができない。

(議決)

第 19 条 総会の議事は、出席した役員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長録)

第 20 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数及び出席者数(書面評決者又は評決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(事業計画及び予算)

第 21 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 22 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 23 条 この規約の定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 24 年 1 月 30 日から施行する。

(事業年度の特例)

2 本会の設立当初の事業年度は、第 22 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。